

子どもたちの笑顔あふれる学校づくり

藤沢市立新林小学校 いじめ防止対策基本方針

藤沢市いじめ防止対策基本方針(すべての子どもたちが笑顔でかよえる学校づくりのための基本方針)の改訂に伴い、本校でもいじめ防止対策基本方針を以下のように改訂いたしました。これからも、よりよい学校づくりに努めてまいります。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条第1項に定められているとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

市の基本方針における「いじめ」とは、条例第2条で定められている通り、「子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」をいいます。

市の条例は、法第2条第1項のいじめの定義をより広げ、当該行為の対象となった子どもが「当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」も「いじめ」として定義しています。例えば、インターネットやSNS上に悪口を書き込まれた際、本人がそのことを知らずにいるような場合であっても、「いじめ」の未然防止・早期発見の観点から、これを「いじめ」として捉え、適切な措置を講じます。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校では、すべての児童が「いじめをしない、いじめを放置しない」ことを基本姿勢として、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々とかかわり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(2) いじめの禁止

教育活動全般を通じて、「いじめ」とはどのような具体的場面を指すのか、児童、保護者、教職員が共通理解を図るための啓発を行っていくとともに、「いじめは絶対に行ってはならない」ということを児童に周知徹底します。

(3) 学校および職員の責務

すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

3. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・道徳教育、人権教育、異学年交流など、児童が他を思いやることができる心を育むための教育の充実に努めます。
 - ・児童の主眼的・自主的な活動を推進することを通して、児童の自己有用感や自己肯定感を高めます。
 - ・地域との交流活動や学校行事等を通して、保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
 - ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめのメカニズムや特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
 - ・教職員が児童と信頼関係を作り上げていくために、教育相談の考え方や態度を身につけるとともに、児童の状況を推し量ることができる感性を高めていきます。
 - ・特に配慮が必要な児童(注1)に関わるいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援をおこなうとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- (注1) 発達障がいを含む、障がいのある児童、海外から帰国した児童、外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童を含みます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・児童からのいじめのサインを見逃さないために、教職員は日ごろから児童をしっかりと観察し、気がついたことはどんなに小さな事でも積極的に情報交換をします。
- ・休み時間等も含め、児童支援担当教諭等を中心に校内を適宜巡回しいじめの早期発見に努めます。
- ・年間を通して児童が教員と面談ができる時間を計画的に確保し、児童理解に努め、信頼関係を深めるとともに、いじめやそのサインを発見します。
- ・「安心して過ごせる学級づくり」を目指し、授業改善と学習規律の徹底に努めます。
- ・いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査(学校生活アンケート)を年3回実施します。
- ・児童および保護者がいじめに関わる相談を全ての職員(校長、教頭、担任、児童支援担当、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー、級外、非常勤講師、介助員)に行うことができるよう相談体制を整えます。
- ・学校相談窓口として、「藤沢市子ども相談フォーム」へのリンクを、各学級の Google class room トップページに表示したり、学校外の相談先を校内に掲示したりするなど、幅広い相談先を提示します。

- ・年1回いじめについての研修会を開催し、教職員のいじめ防止に関する資質、人権を尊重する意識・態度の向上を図ります。
- ・保護者や地域の方がいじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡・相談できるよう関係強化に努めます。

(3) いじめの早期解決及び再発防止に関する取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為があった場合はすぐにその行為をやめさせます。
 - ・いじめにかかわる相談を受けた場合は、いじめ問題対策委員会を緊急開催し、事実の有無を確認します。
 - ・いじめを受けた児童に対しては、学校が徹底していじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、支援を継続的に行います。いじめを受けた児童が安心して学習するために必要な措置を講じるとともに、継続的な見守りと安全確保を保証し、心のケアに努めます。
 - ・いじめを行った児童に対しては、いじめは人権侵害であり、いじめを行った人にとっては些細に思えることでも、いじめられた人には取り返しのつかないほど心に大きな傷を負わせてしまう危険もある行為であり、決して許されないことを、適切かつ毅然と指導し自覚させます。
 - ・はやしたてたり、同調したりしているような児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解するよう指導します。
 - ・いじめを見ていた児童等にも、誰かに知らせる行動がとれるよう指導します。
 - ・いじめの事案に関わる情報は、適切に記録し、関係保護者と共有します。
 - ・いじめを受けた児童の保護者に対して、学校はいじめ発生に対して謝罪し、いじめ問題対策委員会は把握した事実関係について報告するとともに、指導方針や対応策について説明・相談し、綿密な連携を図ります。
 - ・いじめを行った児童の保護者に対して、いじめ問題対策委員会は、把握した事実関係に加え、いじめを行った児童の心理的要因や背景についても報告します。学校は、いじめを行った児童に対する指導経過を報告するとともに再発防止といじめを行った児童のやり直しに向けて、保護者に相談し、連携を図ります。
 - ・犯罪行為として扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び警察等と連携して対処します。
 - ・いじめが解消(注2)している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的なかかわりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- (注2)いじめの解消とは、相当の期間継続していじめに関わる行為が止んでいる、被害児童が心身の苦痛を感じていないこととする。

(4) インターネット上のいじめ防止への取り組み

インターネット上のいじめを防止するためにも、児童及び保護者に情報モラル研修会等必要な啓発活動を行うとともに、職員研修にも努めます。

4. いじめ事案への対処

(1)「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、月1回及び必要に応じて開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の職員による状況の判断をします。また、この組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であるとともに、児童・保護者から相談・通報があった場合は、会議を緊急開催します。

(2)「いじめ問題対策委員会」の構成

(定例、随時開催)校長、教頭、児童支援担当教諭(教育相談コーディネーター)、学年代表養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を要請することがあります。

(3)活動内容

- ・いじめ防止等の基本方針・年間計画の作成・取り組み内容の検討・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応の検討・決定及び記録・報告
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施

5. 重大事態への対処

(1)重大事態発生の報告

学校は、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2)重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(3)いじめを受けた児童および保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。